

東京大学固定資産管理規程

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第178号

沿革

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、東京大学会計規程(平成16年規則第8号。以下「会計規程」という。)第46条に規定する固定資産の取得・維持保全・運用・処分等に関する管理事務について、必要な手続を定めるものとする。

(固定資産の範囲)

第2条 この規程における固定資産の範囲は、会計規程第46条で規定する固定資産のうち有形固定資産及び無形固定資産とする。

2 無形固定資産のうち、知的財産権の管理については別に定めるものとする。

(少額備品)

第3条 前条の固定資産に属さない資産であっても、第1条の目的に基づいて管理されるべき資産を少額備品という。

2 前項に規定する少額備品は、取得価額が十万元以上五十万円未満の動産(現金及び有価証券を除く。)で1年以上使用が予定されているものとする。

(用語の定義)

第4条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 不動産等 土地、建物及び構築物、用益物権
- 二 動産等 不動産等、知的財産権以外の固定資産及び少額備品
- 三 部局 東京大学予算規程(平成16年規則第173号)第3条に定める別表1に掲げる部局
- 四 取得 固定資産及び少額備品(以下「固定資産等」という。)を購入、製作又は自家建設、寄附、交換及び出資等により所有又は占有すること
- 五 改良 既存の固定資産に、その運用に必要な工作を施し、当該資産の価値・能力を増加させること
- 六 保管 固定資産等の使用目的にそつて的確に維持すること

- 七 移管 資産管理責任者の間において固定資産等の所属を変更すること
- 八 除却 固定資産等の不用を決定し、固定資産台帳の登録を抹消すること
- 九 処分 固定資産等を売却、交換、廃棄、贈与すること

(資産管理責任者)

第5条 会計規程第47条第2項に規定する資産管理責任者は、次に掲げる者とする。

- 一 不動産等 総長
- 二 部局に属する動産等 部局の長

2 会計規程第47条第4項に規定する事故等とは、次の各号に該当する場合とする。

- 一 欠員となったとき。
- 二 休暇、欠勤等により長期にわたりその職務を執ることができないとき。
- 三 業務のため、長期にわたり出張するとき。

(固定資産等の管理事務)

第6条 資産管理責任者は、固定資産等の管理に関して次に掲げる業務を行う。

- 一 固定資産等の使用状況の把握
- 二 固定資産等の維持・保全
- 三 固定資産等の貸付にかかる許可
- 四 固定資産等の除却及び処分
- 五 固定資産台帳の整備
- 六 固定資産等の日常管理に対する指導助言
- 七 毎事業年度ごとに固定資産の実査を本規程第7条に規定する使用責任者に行わせ、結果を総括すること

(使用責任者)

第7条 使用責任者は、次に掲げる者とする。

- 一 不動産等 部局の長
- 二 動産等 資産管理責任者が定める者

2 使用責任者は、資産管理責任者より固定資産等を受け、これを有効に使用させ、教育研究活動に努めなければならない。

3 使用責任者は固定資産等の使用にあたって、減価償却費及び修繕費など付随する費用を負担するとともに、次に掲げる事項を遵守し、日常管理にあたらなければならない。

- 一 保管・使用の状況を明らかにすること
- 二 軽微な修繕を行うこと
- 三 火災・盗難・滅失・破損等の事故防止上、必要な措置を講ずること
- 四 監守計画を作成し、実施すること

- 五 固定資産の実査を実施し、報告を行うこと
- 六 固定資産等の適正な使用の確保に関すること

(使用者の義務)

第8条 固定資産等を使用する者は、使用責任者の管理監督のもとに、善良なる管理者の注意義務をもって、使用しなければならない。

(管理台帳)

第9条 会計規程第47条第1項に定める管理台帳は、次に掲げるものとする。

- 一 固定資産台帳
 - 二 図書台帳
 - 三 貸付台帳
- 2 固定資産台帳は、別表に定める分類に基づいて記録を行うものとする。
- 3 第1項に規定する管理台帳の保存期間は次に掲げる期間とする。
- 一 固定資産台帳 除却後五年保存（土地については常用）
 - 二 図書台帳 常用
 - 三 貸付台帳 貸付終了後五年保存

第2章 取得

(取得及び固定資産台帳への登録)

第10条 固定資産等を取得した場合は、経理責任者は資産管理責任者に当該取得の事実をすみやかに報告し、資産管理責任者は当該固定資産等を固定資産台帳に登録しなければならない。

- 2 動産等の取得にあたっては、資産管理責任者は固定資産台帳に登録後すみやかに物品番号票を取得した動産等に貼付しなければならない。
- 3 資産管理責任者から使用責任者に対する固定資産等の取得及び台帳登録の通知は、前項の物品番号票をもって行うこととする。

(取得価額)

第11条 固定資産等の取得価額は、次に掲げる額とする。

- 一 購入した資産は、購入代価及び付随費用
- 二 自家建設したものは、適正な原価計算により算定した原価
- 三 寄附及び出資による場合は、再調達価額
- 四 交換による場合は、公正な市場価額（ただし、譲渡資産と同一種類、同一用途の場合は譲渡資産の帳簿価額）

(寄附受及び交換)

第12条 固定資産等の寄附を受入れ又は交換する場合は、別に定める手続を経なければならない。

第3章 維持保全

(修繕)

第13条 資産管理責任者は、使用責任者からの報告により、当該固定資産の機能を維持するに必要と認めた場合には、修繕を行わなければならない。

(権利の保全)

第14条 資産管理責任者は、第三者に対抗するため、登記等の必要がある土地、建物等の固定資産について、関係法令の定めるところにより、取得後すみやかに登記等を行わなければならない。

2 前項の登記等の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更の手続を行わなければならない。

(保険)

第15条 資産管理責任者は必要と認める場合には災害等により損害を受けるおそれのある固定資産について、損害保険を付す等の必要な措置の検討を行わなければならない。

第4章 運用

(使用)

第16条 使用責任者は固定資産等の使用者を常に把握しなければならない。

(移管)

第17条 固定資産等の移管の必要が生じた場合は、移管先の資産管理責任者は移管元の資産管理責任者と移管の協議を行わなければならない。

2 移管元の資産管理責任者は、固定資産の移管後、遅滞無くこれを固定資産台帳に登録しなければならない。

3 移管元の資産管理責任者は、変更の旨を財務部長に報告しなければならない。

(貸付)

第18条 固定資産は、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）の業務に支

障がない限り、別に定める手続により他の者に対し貸し付けることができる。

- 2 前項の貸付にあたっては、資産管理責任者の承認を得なければならない。

第5章 処分等

(除却及び処分)

第19条 資産管理責任者は、使用責任者より固定資産等を除却し、処分を行うことについて伺いを受けた際には、他に使用する者を求めるとともに、処分の必要性の検討を行うものとする。

- 2 処分の必要性が認められた固定資産等については、除却及び処分を行うものとする。

- 3 固定資産等の除却及び処分を行う場合は、別に定める手続を経なければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第17条に規定する重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする場合は経営協議会の審議及び役員会の議を経なければならない。

(滅失、破損、盗難)

第20条 使用責任者は、所管する固定資産について、滅失、破損又は盗難の事実を発見したときは、資産管理責任者にすみやかに報告するとともに、現況を調査し、業務上の障害の発生又は損害の増大等の防止に努めなければならない。

- 2 資産管理責任者は、動産等について前項の報告を受けた場合には、すみやかに総長に報告しなければならない。

- 3 資産管理責任者は、固定資産等が滅失した場合その他回復の見込みがないと認められる場合には、すみやかに除却を行うものとする。

第6章 固定資産会計

(建設仮勘定)

第21条 工事契約等に基づいて新設、増設又は改良するための全ての支出は建設仮勘定とし、事業の用に供した後、遅滞なく該当科目に振替整理するものとする。

(資本的支出及び修繕費)

第22条 固定資産の性能の向上又は耐用年数を延長するために要した支出は、これをその固定資産の価額に加算するものとする。

- 2 固定資産の維持保全のための支出は修繕費として処理する。

(減価償却の方法)

第23条 償却資産における減価償却の開始は、その資産を取得し、使用を開始した月をもって開始月とする。

2 減価償却の計算方法は、定額法による。

3 有形固定資産の残存価額は備忘価格とし、無形固定資産は零とする。

4 減価償却の基準となる耐用年数は法人税法の定めるところによる。ただし受託研究等により取得した償却資産であって、特定の受託研究のみに使用する予定であるものについては、当該研究終了までの期間を耐用年数とする。また中古資産を寄附等により取得した場合は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵令15）に定める簡便な方法により耐用年数を算出するものとする。

5 その他特に定めのないものについては、法令等に従って会計処理を行う。

(実査)

第24条 使用責任者は、有形固定資産について、毎事業年度に一度、当該資産の実査を行い、現品管理状況の適否及び帳簿記録の正否を実地に確かめ、資産管理責任者に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、資産管理責任者が必要と認めたときは、随時使用責任者に実査の実施と報告を求めることができる。

3 使用責任者は、管理台帳と現品の照合に差異を認めたときは、その原因を調査し資産管理責任者に報告をするとともに、差異の原因について対策を講じ、再発の防止に努めるものとする。

第7章 減損処理

(本章の趣旨)

第25条 この章は、会計規程第50条に規定する固定資産の減損処理について、国立大学法人会計基準（平成16年文部科学省告示第37号）別添「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」（以下「減損会計基準」という。）及び同注解（平成17年12月22日国立大学法人会計基準等検討会議）を適用するにあたって、必要な手続を定めるものとする。

(適用範囲)

第26条 減損会計基準の適用にあたっては、『「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針報告書』（平成15年7月10日文部科学省 日本公認会計士協会）に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(減損処理の適用除外)

第27条 次に掲げる固定資産については、会計規程第50条第1項に規定する別に定めるものとして、減損会計基準を適用しない。

- 一 取得価額が五千万円未満で以下のもの
 - イ 機械装置、工具器具備品、車両運搬具、船舶、航空機、生物及び放射性同位元素
 - ロ 無形固定資産（償却資産に限る。）
- 二 他のものによる代替可能性のある美術品・收藏品
- 三 図書
- 四 帳簿価額が備忘価額のもの又はこれに準ずるもの

(資産管理責任者の業務)

第28条 資産管理責任者は、減損会計基準の適用にあたって、次に掲げる業務を行う。

- 一 事業年度ごとに固定資産の減損の兆候に関する調査を使用責任者に行わせ、減損の兆候の有無を判定すること。
 - 二 前号に基づき、固定資産に減損の兆候があると判定した場合に、減損を認識するかどうかを判定すること。
 - 三 減損を認識する場合に、減損額を測定し、固定資産台帳に記帳すること。
- 2 資産管理責任者は、減損を認識した固定資産に係る減損損失を負担しなければならない。
- 3 前項にかかわらず、使用責任者が減損損失を負担する必要がある場合には、資産管理責任者は使用責任者に減損損失を負担させなければならない。

(使用責任者の業務)

第29条 使用責任者は、固定資産に減損の兆候があると思われる事実が生じた場合には、その事実を資産管理責任者に通知しなければならない。

- 2 前項の通知は、前条第1項第1号に基づく調査によるもののほか、使用者が使用する固定資産について減損の兆候があると思われると通知した場合に実施する。

(使用者の義務)

第30条 固定資産を使用する者は、第28条第1項第1号に基づく使用責任者の調査に協力しなければならない。

- 2 前項によるもののほか、固定資産を使用する者は、自らが使用する固定資産について減損の兆候があると思われる事実が生じた場合には、その事実を使用責任者に通知しなければならない。

(減損処理の方法等)

第31条 固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額の差額について、減損を認識したら遅滞なく減損処理を行うものとする。

2 前項の回収可能サービス価額の計算方法については別に定める。

3 減損処理を行った固定資産については、適用していた耐用年数の見直しの必要性を検討したのちに、減損後の帳簿価額に基づき減価償却を行わなければならない。

第8章 その他

(借用資産)

第32条 大学法人が借用する固定資産については、管理台帳を設ける等固定資産に準じた取扱をすることとする。ただし、一時使用については、これを省略することができる。

2 不動産等を借用した場合には、使用責任者は、資産管理責任者へすみやかに報告しなければならない。

第9章 雑則

(委任)

第33条 この規程の施行について必要な事項は、財務部長又は資産活用推進部長が定める。ただし、図書・雑誌についての必要な事項は、附属図書館長が定める。

(改廃)

第34条 この規程の改廃は、総長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年2月8日から施行し、この規則による改正後の東京大学固定資産管理規程の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年9月26日から施行し、この規則による改正後の東京大学固定資産管理規程の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

固定資産分類表

別表(第9条関係)

区分	勘定科目	勘定科目4	資産 分類2	名称	資産 分類3	名称	耐用 月数	耐用 年数
動産	1110075100	車両及び運搬具	1000	車両・運搬具	1001	特殊自動車、運搬具	48	4
動産	1110075100	車両及び運搬具	1000	車両・運搬具	1002	貨物車	60	5
動産	1110075100	車両及び運搬具	1000	車両・運搬具	1003	乗用車	72	6
動産	1110075100	車両及び運搬具	1000	車両・運搬具	1004	上記以外のもの	※	※
動産	1110035100	機械及び装置	1100	製造機械	1103	ヘリウム液化装置等の低温寒剤製造装置	96	8
動産	1110035100	機械及び装置	1100	製造機械	1104	純水製造装置等の不純物除去装置	96	8
動産	1110035100	機械及び装置	1100	製造機械	1105	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造装置	60	5
動産	1110035100	機械及び装置	1100	製造機械	1106	上記以外の気体製造装置	96	8
動産	1110035100	機械及び装置	1100	製造機械	1107	上記以外の製造機械	※	※
動産	1110035100	機械及び装置	1200	工作機械	1203	旋盤等の金属加工機械	108	9
動産	1110035100	機械及び装置	1200	工作機械	1204	上記以外の工作機械	※	※
動産	1110045100	工具	1300	工具類	1301	鋸・ジャッキ等の工具	36	3
動産	1110045100	工具	1300	工具類	1302	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	1400	土木建築機器	1401	ベルトコンベアー等の土木建築機器	60	5
動産	1110045110	器具及び備品	1400	土木建築機器	1402	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	1500	電気機器	1501	テレビその他の音響機器	60	5
動産	1110045110	器具及び備品	1500	電気機器	1502	空調機器その他の電気機器	72	6
動産	1110045110	器具及び備品	1500	電気機器	1503	主として金属製のもの	120	10
動産	1110045110	器具及び備品	1500	電気機器	1504	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	1600	通信機器	1601	放送用機器その他の通信機器	72	6
動産	1110045110	器具及び備品	1600	通信機器	1602	デジタル構内交換機器等	120	10
動産	1110045110	器具及び備品	1600	通信機器	1603	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	1700	製図及び測量機器	1701	製図板・製図機器等	60	5
動産	1110045110	器具及び備品	1700	製図及び測量機器	1702	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	1800	理化学用機器	1801	試験又は測定機器等の理化学機器	60	5
動産	1110045110	器具及び備品	1800	理化学用機器	1802	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	1900	光学機器	1901	カメラ・映写機・望遠鏡・テレビカメラ等	60	5
動産	1110045110	器具及び備品	1900	光学機器	1902	顕微鏡、引伸機	96	8
動産	1110045110	器具及び備品	1900	光学機器	1903	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	2000	度量衡機器	2001	度量衡機器	60	5
動産	1110045110	器具及び備品	2000	度量衡機器	2002	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	2100	動力機器	2101	電動機等の動力機器	120	10
動産	1110045110	器具及び備品	2100	動力機器	2102	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	2200	鉱業・農業・繊維機器	2201	岩石切断機等	60	5
動産	1110045110	器具及び備品	2200	鉱業・農業・繊維機器	2202	ハーベスター等の穀類収穫機器	96	8
動産	1110045110	器具及び備品	2200	鉱業・農業・繊維機器	2203	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	2300	印刷・製本機器	2301	印刷機・製本機等	60	5
動産	1110045110	器具及び備品	2300	印刷・製本機器	2302	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	2400	農水産用具	2401	ビームトロール網等	36	3
動産	1110045110	器具及び備品	2400	農水産用具	2402	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	2500	医療用機器	2501	滅菌消毒用機器等	48	4
動産	1110045110	器具及び備品	2500	医療用機器	2502	血圧計、診察台等	60	5
動産	1110045110	器具及び備品	2500	医療用機器	2503	ファイバースコープ、X線断層撮影装置等	72	6
動産	1110045110	器具及び備品	2500	医療用機器	2504	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	2600	事務用機器	2601	パソコン等	48	4
動産	1110045110	器具及び備品	2600	事務用機器	2602	電子計算機、デジタル入出力装置等	60	5
動産	1110045110	器具及び備品	2600	事務用機器	2603	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	2700	雑機器	2701	実験台等	96	8
動産	1110045110	器具及び備品	2700	雑機器	2702	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	2800	運動用具	2801	スポーツ用具	36	3
動産	1110045110	器具及び備品	2800	運動用具	2802	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	2900	楽器類	2901	ピアノ等	60	5
動産	1110045110	器具及び備品	2900	楽器類	2902	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	3000	机・椅子	3001	木製のもの	96	8
動産	1110045110	器具及び備品	3000	机・椅子	3002	金属製のもの	180	15
動産	1110045110	器具及び備品	3000	机・椅子	3003	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	3100	書庫・収納棚	3101	工具箱、飼育箱	36	3
動産	1110045110	器具及び備品	3100	書庫・収納棚	3102	陳列棚、冷蔵庫等	72	6
動産	1110045110	器具及び備品	3100	書庫・収納棚	3103	書庫、ロッカー、移動式書架等	180	15
動産	1110045110	器具及び備品	3100	書庫・収納棚	3104	金庫(手提げ金庫を除く)	240	20
動産	1110045110	器具及び備品	3100	書庫・収納棚	3105	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	3200	衝立・掲示用具	3201	掲示板、パネル等	36	3

区分	勘定科目	勘定科目4	資産 分類2	名称	資産 分類3	名称	耐用 月数	耐用 年数
動産	1110045110	器具及び備品	3200	衝立・掲示用具	3202	黒板、ホワイトボード等	60	5
動産	1110045110	器具及び備品	3200	衝立・掲示用具	3203	衝立、パーテーション等	96	8
動産	1110045110	器具及び備品	3200	衝立・掲示用具	3204	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	3300	照明・採暖器	3301	照明装置、ストーブ、ヒーター等	72	6
動産	1110045110	器具及び備品	3300	照明・採暖器	3302	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	3400	消火・衛生・清掃具	3401	掃除機、塵芥焼却炉等	72	6
動産	1110045110	器具及び備品	3400	消火・衛生・清掃具	3402	消火器等	120	10
動産	1110045110	器具及び備品	3400	消火・衛生・清掃具	3403	上記以外のもの	※	※
動産	1110045110	器具及び備品	3500	炊事・厚生用具	3501	流し台、食堂用具等	60	5
動産	1110045110	器具及び備品	3500	炊事・厚生用具	3502	湯沸器、電子レンジ等	72	6
動産	1110045110	器具及び備品	3500	炊事・厚生用具	3503	上記以外のもの	※	※
動産	1110060100	美術品	3700	美術品・收藏品	3710	全て	-	-
動産	1110060110	收藏品	3700	美術品・收藏品	3710	全て	-	-
動産	1120050100	ソフトウェア	3800	ソフトウェア	0	なし	60	5
不動産	1110015100	建物	4000	病院用建物	4010	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	468	39
不動産	1110015100	建物	4000	病院用建物	4020	ブロック造・レンガ造・石造	432	36
不動産	1110015100	建物	4000	病院用建物	4031	鉄骨造(骨格材の厚さ4ミリを超えるもの)	348	29
不動産	1110015100	建物	4000	病院用建物	4032	軽量鉄骨造(骨格材の厚さ3~4ミリ以下のもの)	288	24
不動産	1110015100	建物	4000	病院用建物	4033	軽量鉄骨造(骨格材の厚さ3ミリ以下のもの)	204	17
不動産	1110015100	建物	4000	病院用建物	4040	木造・合成樹脂造	204	17
不動産	1110015100	建物	4000	病院用建物	4050	木造モルタル造	180	15
不動産	1110015100	建物	4000	病院用建物	4060	簡易建物	84	7
不動産	1110015100	建物	4100	病院用以外の建物	4110	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	564	47
不動産	1110015100	建物	4100	病院用以外の建物	4120	ブロック造・レンガ造・石造	456	38
不動産	1110015100	建物	4100	病院用以外の建物	4131	鉄骨造(骨格材の厚さ4ミリを超えるもの)	408	34
不動産	1110015100	建物	4100	病院用以外の建物	4132	軽量鉄骨造(骨格材の厚さ3~4ミリ以下のもの)	324	27
不動産	1110015100	建物	4100	病院用以外の建物	4133	軽量鉄骨造(骨格材の厚さ3ミリ以下のもの)	228	19
不動産	1110015100	建物	4100	病院用以外の建物	4140	木造・合成樹脂造	264	22
不動産	1110015100	建物	4100	病院用以外の建物	4150	木造モルタル造	240	20
不動産	1110015100	建物	4100	病院用以外の建物	4160	簡易建物	84	7
不動産	1110015110	建物附属設備	5000	建物附属電気設備	5010	蓄電池設備	72	6
不動産	1110015110	建物附属設備	5000	建物附属電気設備	5020	上記以外のもの	180	15
不動産	1110015110	建物附属設備	5100	建物附属通信設備	5110	全て	180	15
不動産	1110015110	建物附属設備	5200	建物附属給水設備	5210	全て	180	15
不動産	1110015110	建物附属設備	5300	建物附属排水設備	5310	全て	180	15
不動産	1110015110	建物附属設備	5400	建物附属衛生設備	5410	全て	180	15
不動産	1110015110	建物附属設備	5500	建物附属ガス設備	5510	全て	180	15
不動産	1110015110	建物附属設備	5600	建物附属冷房・暖房設備	5610	冷凍機出力が22Kw以下のもの	156	13
不動産	1110015110	建物附属設備	5600	建物附属冷房・暖房設備	5620	上記以外のもの	180	15
不動産	1110015110	建物附属設備	5700	建物附属通風設備	5710	全て	180	15
不動産	1110015110	建物附属設備	5800	建物附属ボイラー設備	5810	全て	180	15
不動産	1110015110	建物附属設備	5900	建物附属消火設備	5910	全て	96	8
不動産	1110015110	建物附属設備	6000	建物附属災害報知設備	6010	全て	96	8
不動産	1110015110	建物附属設備	6100	建物附属排煙・格納式避難設備	6110	全て	96	8
不動産	1110015110	建物附属設備	6200	建物附属貯槽	6210	主として金属造のもの	216	18
不動産	1110015110	建物附属設備	6200	建物附属貯槽	6220	上記以外のもの	120	10
不動産	1110015110	建物附属設備	6300	建物附属厨房機器設備	6310	主として金属造のもの	216	18
不動産	1110015110	建物附属設備	6300	建物附属厨房機器設備	6320	上記以外のもの	120	10
不動産	1110015110	建物附属設備	6400	建物附属昇降設備	6410	エレベーター(ダムウェーターを含む)	204	17
不動産	1110015110	建物附属設備	6400	建物附属昇降設備	6420	エスカレーター	180	15
不動産	1110015110	建物附属設備	6500	エヤーカーテン・ドア自動開閉設備	6510	全て	144	12
不動産	1110015110	建物附属設備	6600	建物附属可動式間仕切り	6610	簡易なもの	36	3
不動産	1110015110	建物附属設備	6600	建物附属可動式間仕切り	6620	上記以外のもの	180	15
不動産	1110015110	建物附属設備	6700	建物附属その他の設備	6710	主として金属造のもの	216	18
不動産	1110015110	建物附属設備	6700	建物附属その他の設備	6720	上記以外のもの	120	10
不動産	1110025100	構築物	7000	へい	7010	石造	420	35
不動産	1110025100	構築物	7000	へい	7020	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	360	30
不動産	1110025100	構築物	7000	へい	7030	煉瓦造	300	25
不動産	1110025100	構築物	7000	へい	7040	土造・その他の緑化施設	240	20
不動産	1110025100	構築物	7000	へい	7050	コンクリート造・コンクリートブロック造	180	15
不動産	1110025100	構築物	7000	へい	7060	金属造・木造	120	10
不動産	1110025100	構築物	7100	上水道	7110	鑄鉄製	360	30
不動産	1110025100	構築物	7100	上水道	7120	上記以外のもの	180	15
不動産	1110025100	構築物	7200	下水道	7210	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	420	35
不動産	1110025100	構築物	7200	下水道	7220	コンクリート造・土造	180	15
不動産	1110025100	構築物	7200	下水道	7230	合成樹脂	120	10

区分	勘定科目	勘定科目4	資産 分類2	名称	資産 分類3	名称	耐用 月数	耐用 年数
不動産	1110025100	構築物	7200	下水道	7240	鑄鉄製	360	30
不動産	1110025100	構築物	7200	下水道	7250	鋼鉄製	180	15
不動産	1110025100	構築物	7300	緑化施設・築庭	7310	全て(築庭、樹木、竹を含む)	240	20
不動産	1110025100	構築物	7400	用水池	7410	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	600	50
不動産	1110025100	構築物	7400	用水池	7420	石造	600	50
不動産	1110025100	構築物	7400	用水池	7430	コンクリート造・コンクリートブロック造	480	40
不動産	1110025100	構築物	7400	用水池	7440	土造	360	30
不動産	1110025100	構築物	7500	打ち込み井戸	7510	金属造	120	10
不動産	1110025100	構築物	7600	舗装道路等	7610	コンクリート、ブロック、煉瓦、石敷きのもの	180	15
不動産	1110025100	構築物	7600	舗装道路等	7620	アスファルト、木煉瓦敷きのもの	120	10
不動産	1110025100	構築物	7600	舗装道路等	7630	ビチューマルス敷きのもの	36	3
不動産	1110025100	構築物	7700	煙突	7710	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	420	35
不動産	1110025100	構築物	7700	煙突	7720	煉瓦造	300	25
不動産	1110025100	構築物	7700	煙突	7730	金属造	120	10
不動産	1110025100	構築物	7800	貯槽	7810	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	600	50
不動産	1110025100	構築物	7800	貯槽	7820	コンクリート造・コンクリートブロック造	360	30
不動産	1110025100	構築物	7800	貯槽	7831	金属造(水槽)	180	15
不動産	1110025100	構築物	7800	貯槽	7832	金属造(液化ガス用のもの)	120	10
不動産	1110025100	構築物	7800	貯槽	7833	金属造(その他のガス用のもの)	240	20
不動産	1110025100	構築物	7800	貯槽	7834	金属造(薬品貯槽)	120	10
不動産	1110025100	構築物	7800	貯槽	7835	合成樹脂造	120	10
不動産	1110025100	構築物	7900	橋	7910	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	720	60
不動産	1110025100	構築物	7900	橋	7920	金属造	540	45
不動産	1110025100	構築物	7900	橋	7930	木造	180	15
不動産	1110025100	構築物	8000	栈橋	8010	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	600	50
不動産	1110025100	構築物	8000	栈橋	8020	石造	600	50
不動産	1110025100	構築物	8000	栈橋	8030	コンクリート造・コンクリートブロック造	360	30
不動産	1110025100	構築物	8000	栈橋	8040	金属造	300	25
不動産	1110025100	構築物	8000	栈橋	8050	木造	120	10
不動産	1110025100	構築物	8100	土留・岸壁・トンネル	8110	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造【トンネル】	900	75
不動産	1110025100	構築物	8100	土留・岸壁・トンネル	8120	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造【土留・岸壁】	600	50
不動産	1110025100	構築物	8100	土留・岸壁・トンネル	8130	石造・煉瓦造	600	50
不動産	1110025100	構築物	8100	土留・岸壁・トンネル	8140	コンクリート造・コンクリートブロック造	360	30
不動産	1110025100	構築物	8100	土留・岸壁・トンネル	8150	金属造	300	25
不動産	1110025100	構築物	8100	土留・岸壁・トンネル	8160	木造	120	10
不動産	1110025100	構築物	8200	電柱	8210	鉄塔・鉄柱(円筒空中線式のもの)	360	30
不動産	1110025100	構築物	8200	電柱	8220	鉄塔・鉄柱(その他のもの)	480	40
不動産	1110025100	構築物	8200	電柱	8230	鉄筋コンクリート柱	504	42
不動産	1110025100	構築物	8200	電柱	8240	木塔・木柱	120	10
不動産	1110025100	構築物	8300	焼却炉	8310	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	420	35
不動産	1110025100	構築物	8300	焼却炉	8320	煉瓦造	300	25
不動産	1110025100	構築物	8300	焼却炉	8330	金属造	120	10
不動産	1110025100	構築物	8400	諸標	8410	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	720	60
不動産	1110025100	構築物	8400	諸標	8420	石造	600	50
不動産	1110025100	構築物	8400	諸標	8430	コンクリート造・コンクリートブロック造	480	40
不動産	1110025100	構築物	8400	諸標	8440	金属造	540	45
不動産	1110025100	構築物	8400	諸標	8450	木造	180	15
不動産	1110025100	構築物	8400	諸標	8460	合成樹脂造	120	10
不動産	1110025100	構築物	8500	軌道	8510	全て	480	40
不動産	1110025100	構築物	8600	競技用・運動場用のもの	8610	ネット設備	180	15
不動産	1110025100	構築物	8600	競技用・運動場用のもの	8620	野球場・陸上競技用等土木施設	360	30
不動産	1110025100	構築物	8600	競技用・運動場用のもの	8630	水泳プール	360	30
不動産	1110025100	構築物	8700	その他の構築物	8710	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	720	60
不動産	1110025100	構築物	8700	その他の構築物	8720	コンクリート造・コンクリートブロック造	480	40
不動産	1110025100	構築物	8700	その他の構築物	8730	煉瓦造	480	40
不動産	1110025100	構築物	8700	その他の構築物	8740	石造	600	50
不動産	1110025100	構築物	8700	その他の構築物	8750	土造	480	40
不動産	1110025100	構築物	8700	その他の構築物	8760	金属造(街路灯・ガードレール等)	120	10
不動産	1110025100	構築物	8700	その他の構築物	8770	金属造(上記以外のもの)	540	45
不動産	1110025100	構築物	8700	その他の構築物	8780	合成樹脂造	120	10
不動産	1110025100	構築物	8700	その他の構築物	8790	木造	180	15
不動産	1110065100	船舶	9000	船舶(船舶法4条～19条適用)	9010	強化プラスチック船	84	7
不動産	1110065100	船舶	9000	船舶(船舶法4条～19条適用)	9020	軽合金船	108	9
不動産	1110065100	船舶	9100	船舶(上記以外の船舶)	9110	木船(とう載漁船)	48	4
不動産	1110065100	船舶	9100	船舶(上記以外の船舶)	9120	木船(動力漁船)	72	6

区分	勘定科目	勘定科目4	資産 分類2	名称	資産 分類3	名称	耐用 月数	耐用 年数
不動産	1110065100	船舶	9100	船舶(上記以外の船舶)	9130	その他の木船(ボート・カッター)	96	8
不動産	1110065100	船舶	9200	その他の船舶	9210	モーターボート・とう載漁船	48	4
不動産	1110065100	船舶	9200	その他の船舶	9220	その他のもの	60	5
不動産	1110075110	航空機	9300	グライダー	9310	グライダー	60	5

※ 分類3中の「上記以外のもの」の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1及び第2より該当する年数を適用させるものとする。

沿革

東京大学固定資産管理規程

体系情報

□ 第7編 経理及び諸料金

沿革情報

- ◆ 平成16年4月1日 役員会議決
- ◇ 平成17年2月8日
- ◇ 平成18年9月26日
- ◇ 平成19年7月1日
- ◇ 平成22年3月30日
- ◇ 平成28年3月23日
- ◇ 平成29年12月20日
- ◇ 令和元年5月30日
- ◇ 令和4年3月31日
- ◇ 令和5年3月30日